

神戸市都市景観条例 改正案と現行の条文対応関係

※§はひとつの条を示します。改正案については、ご意見等を踏まえ、今後変更する可能性があるため、具体の数字では表示していません。

前文	前文																																									
第1章 総則	第1章 総則																																									
<table border="1"> <tr> <td>§</td> <td>目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>§</td> <td>定義</td> <td></td> </tr> <tr> <td>§</td> <td>都市景観形成基本計画の策定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>§</td> <td>市の責務</td> <td>第1項 第2項 第3項 第4項 第5項</td> </tr> <tr> <td>§</td> <td>市民等の責務</td> <td>第1項 第2項</td> </tr> </table>	§	目的		§	定義		§	都市景観形成基本計画の策定		§	市の責務	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	§	市民等の責務	第1項 第2項	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">第1節</td> </tr> <tr> <td>§1</td> <td>目的</td> </tr> <tr> <td>§2</td> <td>定義</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2節</td> </tr> <tr> <td>§4</td> <td>都市景観形成基本計画の策定</td> </tr> <tr> <td>§3</td> <td>市の基本的責務</td> </tr> <tr> <td>§5</td> <td>都市景観の形成の先導的役割</td> </tr> <tr> <td>§6</td> <td>啓発</td> </tr> <tr> <td>§6の2</td> <td>調査・研究等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第3節</td> </tr> <tr> <td>§7</td> <td>市民、事業者及び専門家の責務</td> </tr> <tr> <td>§8</td> <td>協力義務</td> </tr> <tr> <td>§9</td> <td>都市景観形成への配慮</td> </tr> </table>	第1節		§1	目的	§2	定義	第2節		§4	都市景観形成基本計画の策定	§3	市の基本的責務	§5	都市景観の形成の先導的役割	§6	啓発	§6の2	調査・研究等	第3節		§7	市民、事業者及び専門家の責務	§8	協力義務	§9	都市景観形成への配慮
§	目的																																									
§	定義																																									
§	都市景観形成基本計画の策定																																									
§	市の責務	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項																																								
§	市民等の責務	第1項 第2項																																								
第1節																																										
§1	目的																																									
§2	定義																																									
第2節																																										
§4	都市景観形成基本計画の策定																																									
§3	市の基本的責務																																									
§5	都市景観の形成の先導的役割																																									
§6	啓発																																									
§6の2	調査・研究等																																									
第3節																																										
§7	市民、事業者及び専門家の責務																																									
§8	協力義務																																									
§9	都市景観形成への配慮																																									

第2章 景観法に基づく景観計画	
§	景観計画
§	景観計画の策定の手続

第3章 行為の届出等	
第1節 景観法に基づく行為の届出等	
§	届出に添付する図書
§	届出を要する行為
§	届出を要しない行為
§	特定届出対象行為
§	届出に対する通知
§	行為の完了等の届出
§	助言及び指導
§	勧告に係る手続
§	変更命令等の手続
第2節 景観デザイン協議	
§	景観影響建築行為等の定義
§	景観デザイン協議
§	設計段階における景観デザイン協議に係る説明
§	景観デザイン協議にかかる評価
§	景観デザイン協議に係る助言及び指導
§	景観デザイン協議の成立
§	成立した協議内容の変更
§	成立した協議内容の公表
§	景観デザイン協議に係る勧告
§	景観デザイン協議に係る行為の着手制限

第1章の2 景観計画区域	
第2章 都市景観形成地域等	
第5章 景観形成指定建築物等及び景観形成重要建築物等	
§10	都市景観形成地域の指定等
§10の2	沿道景観形成地区等の指定等
§10の3	街角景観形成地区等の指定等
§11	景観形成方針及び景観形成基準
§27	景観形成指定建築物等届出地域の指定
§27の2	景観形成指定建築物等誘導基準
§9の2	景観計画の策定の手続
§12	行為の届出
§26	景観形成指定建築物等の届出
§9の3	届出を要する行為
§9の6	届出を要しない行為
§9の7	特定届出対象行為
§9の5	勧告に至らない程度の助言及び指導
§14	景観形成方針等に基づく助言及び指導
§28	景観形成指定建築物等に係る助言及び指導
§13	景観形成方針等の遵守
§14の2	行為の報告等
§28の2	景観形成指定建築物等に係る報告等
§9の4	勧告に係る手続
§9の8	変更命令等の手続
§15	空地に係る助言及び指導
第6章の2 景観デザイン協議等	
§31の4	景観影響建築行為等の定義
§31の5	計画段階景観デザイン協議
§31の9	設計段階景観デザイン協議
§31の10	設計段階における景観影響建築行為に係る説明
§31の11	設計段階における景観デザイン協議に係る評価の前に行う景観形成市民団体への説明
§31の6	計画段階における景観デザイン協議に係る評価
§31の12	設計段階における景観デザイン協議に係る評価
§31の7	計画段階における景観デザイン協議に係る助言及び指導
§31の13	設計段階における景観デザイン協議に係る助言及び指導
§31の14	設計段階における景観デザイン協議の成立
§31の15	成立した協議内容の変更
§31の16	成立した協議内容の公表
§31の8	計画段階における景観デザイン協議に係る勧告
§31の17	設計段階における景観デザイン協議に係る勧告
§31の18	景観デザイン協議に係る行為の着手制限

・文化財条例に移行

第4章 伝統的建造物群保存地区

第4章 景観重要建造物等	
第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木	
§	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手續
§	景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準
§	景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更行為の完了等の届出
§	景観重要建造物及び景観重要樹木の原状回復命令等の手續
§	景観重要建造物及び景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告の手續
§	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除の手續
第2節 神戸市指定景観資源	
§	景観資源の指定
§	指定景観資源の管理等
§	指定景観資源に係る助言及び指導
§	指定景観資源に係る報告
§	所有者の変更の届出
§	指定景観資源の解除
第3節 保存活用計画の策定	
§	保存活用計画の策定
§	保存活用計画を定める場合の管理計画に係る特例
§	保存活用計画を定めた場合における現状変更等に係る許可

第5章 景観形成指定建築物等及び景観形成重要建築物等	
§28の3	景観形成重要建築物等の指定等
§28の4	景観形成重要建築物等の管理等
§28の5	景観形成重要建築物等に係る報告
§28の4	景観形成重要建築物等の管理等 ※再掲
§28の3	景観形成重要建築物等の指定等 ※再掲
§28の6	保存活用計画の策定
§28の7	保存活用計画を定める場合等の管理計画に係る特例
§28の8	保存活用計画を定めた場合における現状変更等に係る許可

第5章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定	
第1節 景観形成市民団体	
§	景観形成市民団体の認定
§	景観形成市民団体の認定申請
§	景観形成市民団体の認定の取消し
第2節 景観形成市民協定	
§	景観形成市民協定の締結
§	景観形成市民協定の認定等

第6章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定	
§29	景観形成市民団体の認定
§30	景観形成市民団体の認定申請
§31	景観形成市民団体の認定の取消し
§31の2	景観形成市民協定の締結
§31の3	景観形成市民協定の認定等

第6章 助成等	
※文化財条例に移行	
§	景観重要建造物等に係る助成等
§	景観形成市民団体に係る助成等
§	景観形成市民協定に係る助成等
§	都市景観の形成に係る助成等
§	表彰

第7章 助成等	
§32	伝統的建造物群保存地区に係る助成等
§32の2	景観形成重要建築物等に係る助成等
§33	景観形成市民団体に係る助成等
§33の2	景観形成市民協定に係る助成等
§34	都市景観の形成に係る助成等
§34の2	表彰

第7章 都市景観審議会	
§	都市景観審議会の設置
§	組織及び運営

第8章 都市景観審議会	
§35	都市景観審議会の設置
§36	組織及び運営

第8章 雑則	
§	施行の細目

第9章 雑則	
§37	施行の細目

第9章 罰則	
§	(30万円の罰金)
§	(両罰規定)
§	(5万円以下の過料)

第10章 罰則	
§38	(30万円の罰金)
§39	(両罰規定)
§40	(5万円以下の過料)

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例 改正案と現行の条文対応関係

※§はひとつの条を示します。改正案については、ご意見等を踏まえ、今後変更する可能性があるため、具体的な数字では表示していません。

改正案	現行
第1章 総則 ※ 目的、定義に伝統的建造物群保存地区に関する文言を追加	第1章 総則
第2章 神戸市指定有形文化財	第2章 神戸市指定有形文化財
第3章 神戸市指定無形文化財	第3章 神戸市指定無形文化財
第4章 神戸市指定民俗文化財	第4章 神戸市指定民俗文化財
第5章 神戸市指定史跡名勝天然記念物	第5章 神戸市指定史跡名勝天然記念物
第6章 伝統的建造物群保存地区 § 決定 § 伝統的建造物群保存地区保存計画 § 現状変更行為の規制 § 許可の基準 § 国の機関等に関する特例 § § 許可の取り消し等 § 保存に係る補助	※神戸市都市景観条例 第4章 伝統的建造物群保存地区 §19 伝統的建造物群保存地区 §20 保存計画 §21 現状変更行為の規制 §22 許可の基準 §23 国の機関等に関する特例 §24 §25 許可の取り消し等 ※神戸市都市景観条例 第7章 助成等 §32 伝統的建造物群保存地区に係る助成等
第7章 登録文化財、地域文化財及び歴史的建造物その他の有形の文化的所産	第6章 登録文化財、地域文化財及び歴史的建造物その他の有形の文化的所産
第8章 文化環境保存区域	第7章 文化環境保存区域
第9章 市が指定した文化財の保存技術の保護	第8章 市が指定した文化財の保存技術の保護
第10章 神戸市文化財保護審議会 § 審議会への諮問	第9章 神戸市文化財保護審議会 §59 審議会への諮問 ※神戸市都市景観条例 第4章 伝統的建造物群保存地区 §20 保存計画 ※再掲
第11章 補則	第10章 補則
第12章 罰則 § (罰金、科料)	第11章 罰則 §64 (罰金、科料) ※神戸市都市景観条例 第10章 罰則 §38 (30万円以下の罰金)

神戸市都市景観条例（昭和53年条例第59号）

目次

前文

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 市の責務（第3条—第6条の2）

第3節 市民、事業者及び専門家の責務（第7条—第9条）

第1章の2 景観計画区域（第9条の2—第9条の8）

第2章 都市景観形成地域等（第10条—第15条）

第3章 削除

第4章 伝統的建造物群保存地区（第19条—第25条の2）

第5章 景観形成指定建築物等及び景観形成重要建築物等（第26条—第28条の8）

第6章の2 景観デザイン協議等（第31条の4—第31条の18）

第6章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定（第29条—第31条の3）

第7章 助成等（第32条—第34条の2）

第8章 都市景観審議会（第35条・第36条）

第9章 雑則（第37条）

第10章 罰則（第38条—第40条）

附 則

わたしたちのまち神戸は、美しい港、緑豊かな六甲山という恵まれた自然を背景に、海、坂、山の変化に富んだ、明るく開放的で、異国情緒豊かなまちを形づくっている。

わたしたち市民は、この神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、さらに新しい神戸らしさをつくりだし、自らが住み、働き、憩うわたしたちのまちを、個性豊かで、快適なものにしたいと願つてやまない。

ここに、わたしたち市民は、ともに力を合わせて神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、つくることにより、この愛する郷土を、市民ひとりひとりにとつて親しみと愛着と誇りのあるものとすることを決意し、市民の総意に基づき、この条例を制定する。

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項その他歴史性及び地域性豊かな伝統的建造物群その他の建築物等の保存及び活用その他の都市景観の形成に関する必要な事項を定めることにより、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくり、もつてわたしたちのまち神戸を市民ひとりひとりにとつて親しみと愛着と誇りのあるものとすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市景観の形成 神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくるとをいう。
- (2) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- (3) 専門家 建築物その他の工作物の設計又は施工を業として行う者をいう。

(4) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。

(5) 景観計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。

(6) 伝統的建造物群 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。

(7) 伝統的建造物群保存地区 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。

(8) 眺望点 公園、山頂等多数の市民の利用に供される地点のうち、特に眺望が優れているところで市長が定めるものをいう。

(9) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

第2節 市の責務

（市の基本的責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施にあつては、市民、事業者及び専門家の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

（都市景観形成基本計画の策定）

第4条 市は、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにした都市景観形成基本計画を策定するものとする。

（都市景観の形成の先導的役割）

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、緑化の推進、都市景観の形成を図る上において重要な建築物等の保全及び活用、市民文化活動としての都市景観形成活動への支援その他優れた都市景観の形成に資する施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

2 市は、公共施設、公益施設等の整備改善の推進その他都市景観の整備に関する事業を、前条の都市景観形成基本計画との整合性及び都市景観の形成の先導的役割を考慮し、積極的に実施するよう努めなければならない。

（啓発）

第6条 市は、市民、事業者及び専門家が都市景観の形成に寄与することができるよう都市景観に関する知識の普及を図る等必要な措置を講じなければならない。

（調査、研究等）

第6条の2 市は、都市景観に関する調査、研究等を行うとともに、都市景観に関する資料の収集及び提供に努めなければならない。

第3節 市民、事業者及び専門家の責務

（市民、事業者及び専門家の基本的責務）

第7条 市民、事業者及び専門家は、都市景観に関する意識を高めることにより、それぞれの立場から都市景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

（協力義務）

第8条 市民、事業者及び専門家は、市長その他の行政機関が実施する都市景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

2 市民、事業者及び専門家は、都市景観の形成に寄与するため相互に協力しなければならない。

（都市景観の形成への配慮）

第9条 市民、事業者及び専門家は、建築物その他の工作物の新築、増築、改築、修繕、模様替又は色彩の変更、土地の形質の変更等を行うおとすときは、都市景観の形成に配慮しなければならない。

第1章の2 景観計画区域

(景観計画の策定の手続)

第9条の2 市は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、法第9条(第7項を除く。)に規定する手続を行うほか、第35条第1項に規定する都市景観審議会の意見を聴くものとする。

(届出を要する行為)

第9条の3 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、樹高10メートル以上又は地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートルを超える木竹の伐採とする。

(勧告に係る手続)

第9条の4 市長は、法第16条第3項の規定により勧告を行うときは、あらかじめ、学識経験のある者の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(勧告に至らない程度の助言及び指導)

第9条の5 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するときであつても、良好な景観を保全するために特に必要があると認める場合は、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し必要な措置をとることを助言し、又は指導することができる。

2 市長は、前項の助言又は指導を行う場合において必要があると認めるときは、学識経験のある者の意見を聴くことができる。

(届出を要しない行為)

第9条の6 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物(門、塀、屋外階段、高架水槽及び冷却塔を除く。)の建築等(法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。)であつて、当該変更に係る部分が次のいずれかに該当するもの

ア 高さが5メートル以下で、かつ、外部の面積の合計が10平方メートル以下のもの

イ 高さが5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの

(2) 次に掲げる建築物の建築等

ア 高さが2メートル以下の門

イ 高さが2メートル以下で、かつ、長さが5メートル以下の塀

ウ 地上2階建て以下の建築物の屋外階段

(3) 次に掲げる工作物(当該工作物が他の工作物に設置される場合において、当該設置後に他の工作物とともに構成することとなる物の高さが13メートルを超えることとなるものを除く。)の法第16条第1項第2号に規定する建設等

ア 門、塀(建築物に該当するものを除く。)、垣、さく、金網(その支持物を含む。)、擁壁その他これらに類するものであつて、高さが2メートル以下で、かつ、長さが5メートル以下のもの

イ 日よけ、雨よけその他これらに類するものであつて、高さが2メートル以下で、かつ、長さが5メートル以下のもの

ウ 煙突(建築基準法第2条第3号に規定する建築設

備(以下単に「建築設備」という。)に該当するものを除く。)又はアンテナであつて、高さが5メートル以下のもの

エ 築造面積が5平方メートル以下の物干場

オ 装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔その他これらに類するもの(建築物に該当するものを除く。)であつて、高さが4メートル以下で、かつ、外部の面積の合計が5平方メートル以下のもの

カ 高さが8メートル以下の高架水槽(建築設備に該当するものを除く。)

キ 電気を供給するための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)であつて、高さが13メートル以下のもの

ク 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものであつて、高さが13メートル以下のもの

(4) 法第16条第1項第3号に掲げる行為のうち、切土又は盛土によつて生じる法の高さが1.5メートル以下のもの

(5) 都市公園法(昭和31年法律第79号)の規定による都市公園及び公園施設の設置及び管理に係る行為

(6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定による都市計画事業の施行として行う行為

(7) 第20条第1項に規定する保存計画に定められた第19条に規定する保存地区の保存のために必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関して行う行為

(特定届出対象行為)

第9条の7 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

(1) 法第8条第1項の規定に基づく景観計画において北野町山本通都市景観形成地域として定められている区域 4階以上の部分を有する建築物の新築、増築(4階以上の部分の増築に限る。)及び改築

(2) 前号に掲げる区域以外の景観計画区域 高さが20メートルを超える建築物の新築、増築(高さが20メートルを超える部分の増築に限る。)及び改築

(変更命令等の手続)

第9条の8 市長は、法第17条第1項の処分を行うときは、あらかじめ、学識経験のある者の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第17条第1項又は第5項の処分を行ったときは、その旨を公表することができる。

第2章 都市景観形成地域等

(都市景観形成地域の指定等)

第10条 市長は、景観計画区域以外の地域において、都市景観の形成を図るために必要な地域を都市景観形成地域として指定することができる。

2 都市景観形成地域は、次の各号のいずれかに該当する地域について指定するものとする。

(1) 道路、河川又は海岸に沿つて建築物及び工作物が一体をなして神戸らしい都市景観を形づくっている地域

(2) 公園又は緑地を中心に神戸らしい都市景観を形づくっている地域

(3) 田園集落が自然景観と一体をなして神戸らしい都市景観を形づくっている地域

(4) 伝統的な建築物その他の工作物が一体をなしてその区域の特色を表し神戸らしい都市景観を形づくつて

いる地域

- (5) 住宅、商業業務施設又は工業施設が一体をなして神戸らしい都市景観を形づくっている地域
- (6) 港湾業務施設又はウォーターフロント緑地が一体をなして神戸らしい都市景観を形づくっている地域
- (7) 都市景観の形成のために計画的に整備していく必要がある地域
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が都市景観の形成のために必要と認める地域

3 市長は、第1項の都市景観形成地域を指定したときは、これを告示しなければならない。

4 前項の規定は、都市景観形成地域を変更した場合について準用する。

(沿道景観形成地区等の指定等)

第10条の2 市長は、景観計画区域以外の地域において、都市景観の形成を図るために必要な道路及びその沿道又は海岸若しくは河川及びその沿岸（以下「沿道等」という。）の地区をそれぞれ沿道景観形成地区又は沿岸景観形成地区（以下「沿道景観形成地区等」という。）として指定することができる。

2 沿道景観形成地区等は、次の各号のいずれかに該当する沿道等の地区について指定するものとする。

- (1) 住宅、商業業務施設又は工業施設が連続し特徴的な景観を形づくっている地区
- (2) 歴史的な景観を形づくっている地区
- (3) 景観の形成のために計画的に整備していく必要がある地区
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が景観の形成のために必要と認める地区

3 市長は、沿道景観形成地区等を指定したときは、これを告示しなければならない。

4 前項の規定は、沿道景観形成地区等を変更した場合について準用する。

(街角景観形成地区等の指定等)

第10条の3 市長は、景観計画区域以外の地域において、都市景観の形成を図るために必要な街角、広場又は建築物若しくは工作物の周辺の地区をそれぞれ街角景観形成地区、広場景観形成地区又は景観形成重要建築物等周辺地区（以下「街角景観形成地区等」という。）として指定することができる。

2 街角景観形成地区及び広場景観形成地区は、次の各号のいずれかに該当する地区について指定するものとする。

- (1) 主要な道路の交差点等その地域を代表している地区
- (2) 眺望点その他眺望が特に優れている地点を含む街角又は広場の周辺の地区
- (3) 駅前広場、公園等その周辺景観を特徴づけている地区
- (4) 街角又は広場の景観の形成のために計画的に整備していく必要がある地区
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が街角又は広場の景観の形成のために必要と認める地区

3 景観形成重要建築物等周辺地区は、次の各号のいずれかに該当する地区について指定するものとする。

- (1) 第28条の3第1項の規定により市長が指定した景観形成重要建築物等の周辺の地区
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が都市景観の形成を図る上において特に必要と認める建築物等で市民に愛され、親しまれていると認めるものの周辺の地区

4 市長は、街角景観形成地区等を指定したときは、これを告

示しなければならない。

5 前項の規定は、街角景観形成地区等を変更した場合について準用する。

(景観形成方針及び景観形成基準)

第11条 市長は、都市景観形成地域、沿道景観形成地区等又は街角景観形成地区等（以下「都市景観形成地域等」という。）を指定したときは、当該都市景観形成地域等ごとに、都市景観の形成のための方針（以下「景観形成方針」という。）を定めなければならない。

2 景観形成方針は、次に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。

- (1) 都市景観形成地域等の特色を生かした都市景観の形成の目標
- (2) 都市景観形成地域等における都市景観の形成のための整備方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市景観の形成のために必要な事項

3 市長は、都市景観形成地域等を指定したときは、当該都市景観形成地域等ごとに、都市景観の形成のための基準（以下「景観形成基準」という。）を定めることができる。

4 景観形成基準は、次に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。

- (1) 建築物等の規模及び敷地内における位置
- (2) 建築物等の敷地の規模及び敷地内の緑化
- (3) 建築物等の形態、色彩、素材等の意匠
- (4) 建築物の用途
- (5) 建築物の一階部分及び屋上の形態
- (6) 照明の方法
- (7) 眺望点からの見え方
- (8) 広告物及び広告物を掲出する物件の意匠及び表示の方法
- (9) 土地の形質
- (10) 木竹の態様
- (11) 前各号に掲げるもののほか、都市景観の形成のために市長が必要と認める事項

5 市長は、景観形成方針又は景観形成基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

6 前項の規定は、景観形成方針又は景観形成基準を変更した場合について準用する。

(行為の届出)

第12条 都市景観形成地域等内において、次に掲げる行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転、除却、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観を変更することとなる色彩の変更で規則で定めるもの
- (2) 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更で規則で定めるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更及び木竹の伐採で規則で定めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2 前項の規定は、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものについては適用しない。

(景観形成方針等の遵守)

第13条 第12条第1項各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、景観形成方針及び景観形成基準（以下「景観形成方針等」という。）に適合するよう努めなければならない。

ない。

(景観形成方針等に基づく助言及び指導)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による届出があつた場合において、届出に係る行為が景観形成方針等に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずべきことを助言し、又は指導するものとする。

2 市長は、都市景観形成地域等内において、建築物その他の工作物又は広告物が周辺の景観と著しく不調和で、当該都市景観形成地域等の景観形成を図る上において著しく支障があると認めるときは、当該建築物その他の工作物又は広告物の所有者（権原に基づく占有者又は管理者がある場合は、それらの者を含む。以下「所有者等」という。）に対し、当該都市景観形成地域等に係る景観形成方針等に基づき、必要な措置を講ずべきことを助言し、又は指導することができる。

3 市長は、前2項の規定により助言し、又は指導する場合は、都市景観審議会の意見を聴くことができる。

(行為の報告等)

第14条の2 市長は、第12条第1項（第2号を除く。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出により、当該届出を必要とする行為をした者に対し、当該届出を必要とする行為の内容について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告をした者に対し、景観形成方針等に適合するよう助言し、又は指導するものとする。

(空地に係る助言及び指導)

第15条 市長は、都市景観形成地域等内において、空地が当該都市景観形成地域等の景観を阻害していると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、都市景観の形成を配慮した適正な空地の管理又は利用を図るよう助言し、又は指導することができる。

2 第14条第3項の規定は、市長が前項の規定により助言し、又は指導する場合について準用する。

第3章 削除

第16条から第18条まで 削除

第4章 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第19条 市長は、景観計画区域及び都市景観形成地域内において、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存する必要がある地区について、文化財保護法第143条第1項の規定により、伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）を定めるものとする。

(保存計画)

第20条 教育委員会は、保存地区が定められたときは、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月条例第50号）第9章に定める神戸市文化財保護審議会（以下「文化財保護審議会」という。）の意見を聴いて、当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めるものとする。

2 保存計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件（以下「必要物件」という。）に関する事項
- (3) 建築物その他の工作物及び必要物件の保存整備計画

に関する事項

(4) 建築物その他の工作物及び必要物件に係る助成措置等に関する事項

(5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 教育委員会は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、保存計画を変更する場合について準用する。

(現状変更行為の規制)

第21条 保存地区内において、次の各号に掲げる行為を行うとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は除却

(2) 建築物その他の工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更

(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採

(5) 土石類の採取

2 前項の規定は、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則及び教育委員会規則で定めるものについては適用しない。

3 市長及び教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第22条 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為が市長にあつては次の各号に定める基準のうち第8号に定めるものに、教育委員会にあつては次の各号に定める基準に適合していないと認める場合は、同項の規定による許可をしてはならない。

(1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又はその外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更については、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(4) 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又はその外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更については、それらの行為後の当該建築物その他の工作物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(5) 前号の建築物その他の工作物の移転については、移転後の当該建築物その他の工作物の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(6) 第4号の建築物その他の工作物の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(7) 前条第1項第3号から第5号までの行為については、

それらの行為後の地表面の形状その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(8) その他当該行為後の建築物その他の工作物又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第23条 第21条第1項の規定は、国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については適用しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

第24条 第21条第1項及び前条の規定は、都市計画事業の施行として行う行為、道路、都市公園若しくは公園施設、公衆電話施設、電気若しくはガス工作物又は水道若しくは下水道の設置又は管理に係る行為その他の行為で規則及び教育委員会規則で定めるものについては適用しない。この場合において、第21条第1項の許可又は前条の協議に係る行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第25条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第21条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) 第21条第1項の規定又はこの項に基づく処分に違反した者（その者から当該建築物その他の工作物、土地、木竹若しくは土石類についての権利を承継した者を含む。次号及び第3号において同じ。）
- (2) 第21条第3項の規定により付した条件に違反している者
- (3) 詐欺その他不正な手段により、第21条第1項の許可を受けた者

第5章 景観形成指定建築物等及び景観形成重要建築物等

(景観形成指定建築物等の届出)

第26条 都市景観の形成に大きな影響を与える建築物等又は広告物で大規模なもの及び色彩、形状等が特殊なものとして規則で定めるもの（以下「景観形成指定建築物等」という。）の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは外観を変更することとなる色彩の変更で規則で定めるもの又は表示若しくは内容の変更を市長が指定する地域（以下「景観形成指定建築物等届出地域」という。）内において行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

(景観形成指定建築物等届出地域の指定)

第27条 景観形成指定建築物等届出地域は、景観計画区域及び都市景観形成地域等以外の地域で、次に掲げるものについて指定するものとする。

- (1) 景観計画区域又は都市景観形成地域等の周辺の地域で、当該景観計画区域又は都市景観形成地域等の都市景観の形成のために必要な地域
- (2) 景観計画区域及び都市景観形成地域等に準じて都市景観の形成を図っていく必要がある地域

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が都市景観の形成のために必要と認める地域

2 市長は、景観形成指定建築物等届出地域を指定したときは、これを告示しなければならない。

3 前項の規定は、景観形成指定建築物等届出地域を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(景観形成指定建築物等誘導基準)

第27条の2 市長は、景観形成指定建築物等届出地域を指定したときは、当該景観形成指定建築物等届出地域ごとに、景観形成指定建築物等に関する都市景観の形成のための誘導基準（以下「景観形成指定建築物等誘導基準」という。）を定めることができる。

2 市長は、景観形成指定建築物等誘導基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

3 前項の規定は、景観形成指定建築物等誘導基準を変更した場合について準用する。

(景観形成指定建築物等に係る助言及び指導)

第28条 市長は、景観形成指定建築物等届出地域内における景観形成指定建築物等に係る第26条の規定による届出をした者に対して、都市景観の形成に資するため必要があると認めるときは、必要な措置を講ずべきことを助言し、又は指導することができる。

2 第14条第3項の規定は、市長が前項の規定により助言し、又は指導する場合について準用する。

3 市長は、景観形成指定建築物等届出地域内において、景観形成指定建築物等が周辺の景観と著しく不調和で、周辺環境の都市景観の形成を図る上において著しく支障があると認めるときは、当該景観形成指定建築物等の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

4 市長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合は、都市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(景観形成指定建築物等に係る報告等)

第28条の2 市長は、第26条の規定（広告物に係る部分を除く。）による届出をせず、又は虚偽の届出により、当該届出を必要とする行為をした者に対し、当該届出を必要とする行為の内容について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告をした者に対し、景観形成指定建築物等誘導基準に適合するよう助言し、又は指導するものとする。

(景観形成重要建築物等の指定等)

第28条の3 市長は、都市景観の形成を図る上において特に重要な価値があると認める建築物又は工作物及びそれらの周辺に存する樹木、樹林その他規則で定めるもの（法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定を受けたもの及び法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定を受けたものを除く。）（次項において「建築物、工作物等」という。）を景観形成重要建築物等として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都市景観審議会の意見を聴くとともに、当該建築物、工作物等の所有者等の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、景観形成重要建築物等が、滅失、枯死等により都市景観の形成上の価値を失ったときその他規則で定める理由があるときは、第1項の規定による指定を解除するものとする。

(景観形成重要建築物等の管理等)

第28条の4 前条第1項の規定による指定を受けた景観形成重要建築物等の所有者等は、市長の定める管理計画に基づき当該景観形成重要建築物等を管理するものとする。

2 前条第2項の規定は、市長が前項の管理計画を定めようとする場合及び変更しようとする場合について準用する。

3 第1項に規定する者は、当該景観形成重要建築物等の現状を変更しようとするとき、又は所有権その他の権利を移転しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
(景観形成重要建築物に係る報告)

第28条の5 市長は、前条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出により、当該届出を必要とする行為をした者に対し、当該届出を必要とする行為の内容について報告を求めることができる。

(景観形成重要建築物等の保存活用計画の策定)

第28条の6 景観形成重要建築物等の保存及び活用を図るうえで、建築基準法第3条第1項第3号の指定を受ける必要があると考える当該景観形成重要建築物等の所有者等は、規則で定めるところにより、市長に対し、当該景観形成重要建築物に係る保存及び活用を促進する計画（以下「保存活用計画」という。）を定めるよう申し出ることができる。

2 前項の申出がなされた場合において、市長が景観形成重要建築物等の保存及び活用を図るうえで必要があると認めるときは、保存活用計画を定めるものとする。

3 保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 当該景観形成重要建築物等の名称及び概要

(2) 当該景観形成重要建築物等の所有者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 当該景観形成重要建築物等の保存及び活用に係る目標及び方針

(4) 建築基準法第3条第1項第3号に定める現状変更の規制及び保存のための措置に関する事項（規則で定めるものに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該景観形成重要建築物等の良好な保存活用を図るために必要な事項

4 市長は、保存活用計画を定めたとき及び保存活用計画を定めなかつたときは、第1項の申出を行つた者に対し、その旨を通知するものとする。

5 第1項の規定による申出は、第28条の3第1項の規定による指定がなされる前に行うことができる。この場合において、この条の規定の適用については、第1項中「景観形成重要建築物等の保存」とあるのは「景観形成重要建築物等（景観形成重要建築物等として指定を受ける予定のある建築物、工作物等（第28条の3第1項に規定する建築物、工作物等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の保存」とする。

6 市長は、保存活用計画を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

(景観形成重要建築物等につき保存活用計画を定める場合等の管理計画に係る特例)

第28条の7 市長が保存活用計画を定める場合又は定めた場合における第28条の4第1項及び第2項の規定の適用

については、これらの規定中「管理計画」とあるのは「保存活用計画」とする。

(景観形成重要建築物等につき保存活用計画を定めた場合における現状変更等に係る許可)

第28条の8 景観形成重要建築物等の所有者等は、保存活用計画が定められた場合において、景観形成重要建築物等の現状を変更しようとするとき又はその保存に影響を及ぼす行為を行おうとするときは、第28条の4第3項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定の適用においては、第28条の4第4項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の許可の申請があつた場合において、当該申請の内容が保存活用計画に適合しないと認めるときは、同項の許可をしてはならない。

4 市長は、第1項の許可の申請があつた場合において、保存活用計画に係る目標の達成又は方針の実現のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

5 市長は、景観形成重要建築物等の所有者等が第1項の許可に付された条件に違反したときは、当該許可の対象となつた行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

6 市長が保存活用計画を定めた場合における第28条の4第3項の規定の適用については、同項中「変更しようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（第28条の8第1項の規定の適用を受けるときを除く。）」とする。

第6章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定 (景観形成市民団体の認定)

第29条 市長は、身近な都市景観の形成を図ることを目的とした市民団体等で、次に該当するものを景観形成市民団体として認定することができる。

- (1) その活動が、市民団体等を構成している者が所有し、管理し、又は使用している土地又は建築物その他の工作物に関するものに限られているもの
- (2) その活動が、財産権を不当に制限することにならないもの
- (3) その活動が、活動区域の住民の大多数の支持を得ていると認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項に該当しているもの

2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(景観形成市民団体の認定申請)

第30条 前条第1項の規定による認定を受けようとする市民団体等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(景観形成市民団体の認定の取消し)

第31条 市長は、第29条第1項の規定により認定した景観形成市民団体が、同項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときその他景観形成市民団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消し、その旨を告示するものとする。

(景観形成市民協定の締結)

第31条の2 一定の区域内に存する土地、建築物等又は広告物の所有者等は、その区域の実情に応じた都市景観の形成を図るため、都市景観の形成に必要な事項についての協定（以下「景観形成市民協定」という。）を締結することがで

きる。

2 景観形成市民協定には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 協定の名称及び目的
- (2) 協定の対象となる区域
- (3) 協定を締結した者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- (4) 都市景観の形成に必要な基準
- (5) 協定の有効期間
- (6) 協定の廃止又は変更の手続
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協定の対象となる区域の都市景観の形成に関し必要な事項

(景観形成市民協定の認定等)

第31条の3 景観形成市民協定を締結した者は、前条第2項各号に掲げる事項を記載した景観形成市民協定書(以下「協定書」という。)を作成し、その代表者から、規則で定めるところにより、協定書を市長に提出し、当該景観形成市民協定の認定を求めることができる。

2 市長は、協定書を審査し、その内容が優れた都市景観の形成に寄与し、かつ、規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、当該景観形成市民協定を認定することができる。

3 市長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 景観形成市民協定を締結した者が、当該景観形成市民協定を廃止し、又は変更したときは、その代表者からその内容を市長に届け出なければならない。

5 市長は、第2項の規定による認定を受けた景観形成市民協定について前項の規定による廃止の届出を受理したとき又はその内容若しくは運用が優れた都市景観の形成を図る上において適正でなくなつたと認めるときは、第2項の規定による認定を取り消し、その旨を告示するものとする。

第6章の2 景観デザイン協議等

(景観影響建築行為等の定義)

第31条の4 この章において「景観影響建築行為」とは、法第16条第1項の規定による届出又は第12条第1項第1号の規定による届出若しくは第26条の規定による届出を行う必要がある行為のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第8条第1項の規定に基づく景観計画において北野町山本通都市景観形成地域として定められている区域における4階以上の部分を有する建築物の新築、増築(4階以上の部分の増築に限る。)及び改築
- (2) 前号に掲げる区域以外の景観計画区域における高さが20メートルを超える建築物の新築、増築(高さが20メートルを超える部分の増築に限る。)及び改築
- (3) 都市景観形成地域における高さが20メートルを超える建築物の新築、増築(高さが20メートルを超える部分の増築に限る。)及び改築
- (4) 景観形成市民協定の対象となる区域における高さが20メートルを超える景観形成指定建築物等に該当する建築物の新築、増築(高さが20メートルを超える部分の増築に限る。)及び改築
- (5) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 高さが45メートルを超える建築物の新築、増築(高さが45メートルを超える部分の増築に限る。)及び改築
 - イ 建築基準法第59条の2第1項の規定の適用を受け

ようとする建築物の新築、増築及び改築

ウ 高度地区に関する都市計画(建築基準法第58条に規定する高度地区に関する都市計画をいう。)において定められた建築物の高さの最高限度について、原則として定められた建築物の高さの最高限度を超える建築物を市長の許可によって建築できる場合における、当該建築に係る行為のうち市長が定めるもの

2 この章において「景観影響建築行為予定者」とは、景観影響建築行為を行おうとする者をいう。

(計画段階における景観デザイン協議)

第31条の5 景観影響建築行為予定者は、景観影響建築行為を行おうとするときは、その設計図書の作成に着手する前に、良好な景観の形成に関する事項について、市長と協議をしなければならない。ただし、当該景観影響建築行為が良好な景観の形成に対して影響を及ぼす見込みがないと特に市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の協議を行おうとする景観影響建築行為予定者は、規則で定めるところにより、書面により協議の申出を行わなければならない。

3 前項の申出に係る書面には、景観影響建築行為の概要が分かるものとして規則で定める図書を添付しなければならない。

(計画段階における景観デザイン協議に係る評価)

第31条の6 市長は、前条第2項の規定による申出があつたときは、当該申出に係る景観影響建築行為についての良好な景観の形成に関する評価を行うものとする。

2 市長は、前項の評価を行うときは、都市景観審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の評価を行つたときは、その内容に良好な景観の形成に関する意見を付して景観影響建築行為予定者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた景観影響建築行為予定者は、同項の意見に対して、規則で定めるところにより、回答しなければならない。

(計画段階における景観デザイン協議に係る助言及び指導)

第31条の7 市長は、第31条の5第1項の協議を行うに場合において、必要があると認めるときは、景観影響建築行為予定者に対して、良好な景観の形成に関して必要な措置をとることを助言し、又は指導することができる。

(計画段階における景観デザイン協議に係る勧告)

第31条の8 市長は、景観影響建築行為予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該景観影響建築行為予定者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

- (1) 第31条の5第1項の協議を行う必要があるにもかかわらず行わない場合
- (2) 虚偽の内容の書面又は図書に基づき協議を行っている場合

2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。

(設計段階における景観デザイン協議)

第31条の9 景観影響建築行為予定者は、景観影響建築行為を行おうとするときは、その景観影響建築行為に係る工事に着手する日の90日前から180日前までの間で規則で定める日までに、良好な景観の形成に関する事項について、市長と協議をしなければならない。ただし、当該景観影響建築行為が良好な景観の形成に対して影響を及ぼす見込みがないと特に市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の協議を行おうとする景観影響建築行為予定者は、

規則で定めるところにより、書面により協議の申出を行わなければならない。

3 前項の申出に係る書面には、景観影響建築行為に係る建築物についての設計図書その他の規則で定める図書を添付しなければならない。

4 市長は、第2項の申出があった場合には、規則で定めるところによりその旨を公告するとともに、当該申出に係る書面及び図書の写しを当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供するものとする。

(設計段階における景観デザイン協議に係る評価の前に行う住民説明会)

第31条の10 景観影響建築行為のうち規則で定めるものを行おうとする景観影響建築行為予定者は、規則で定めるところにより、第31条の12第1項の評価を市長が行う前に、当該景観影響建築行為についての住民に対する説明会を開催しなければならない。

2 景観影響建築行為予定者は、前項の規定に基づき説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、当該説明会の結果を記載した書面を作成し、及びその書面を市長に提出しなければならない。

(設計段階における景観デザイン協議に係る評価の前に行う景観形成市民団体への説明)

第31条の11 景観影響建築行為を第29条第1項に規定する景観形成市民団体の活動区域で行おうとする景観影響建築行為予定者は、規則で定めるところにより、次条第1項の評価を市長が行う前に、当該景観形成市民団体に対して当該景観影響建築行為についての説明を行わなければならない。

2 景観影響建築行為予定者は、前項の規定に基づき景観形成市民団体への説明を行ったときは、規則で定めるところにより、当該説明の結果を記載した書面を作成し、及びその書面を市長に提出しなければならない。

(設計段階景観デザイン協議に係る評価)

第31条の12 市長は、第31条の9第2項の規定による申出があったときは、当該申出に係る景観影響建築行為についての良好な景観の形成に関する評価を行うものとする。

2 市長は、前項の評価を行うときは、都市景観審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の評価を行ったときは、その内容に良好な景観の形成に関する意見を付して景観影響建築行為予定者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた景観影響建築行為予定者は、同項の意見に対して、規則で定めるところにより、回答しなければならない。

5 市長は、前項の回答があつた場合において、必要があるときは、再度第1項の評価を行うものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定に基づき評価を行う場合について準用する。

(設計段階における景観デザイン協議に係る助言及び指導)

第31条の13 市長は、第31条の9第1項の協議を行うに場合において、必要があると認めるときは、景観影響建築行為予定者に対して、良好な景観の形成に関して必要な措置をとることを助言し、又は指導することができる。

(設計段階における景観デザイン協議の成立)

第31条の14 景観影響建築行為予定者及び市長は、景観影響建築行為が良好な景観の形成に及ぼす影響について、第31条の9から第31条の13までに規定するところにより協議を行い、一定の結論に到達したときは、協議を成立させることができる。

(成立した協議の内容の変更)

第31条の15 景観影響建築行為予定者は、前条の規定により協議が成立した後に、その協議に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。ただし、市長が協議の必要がないと特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の協議を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長に対してその申出をしなければならない。

(成立した協議の内容の公表)

第31条の16 市長は、第31条の14の規定により協議が成立した場合は、その内容を公表するものとする。

(設計段階における景観デザイン協議に係る催告)

第31条の17 市長は、景観影響建築行為予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該景観影響建築行為予定者に対して、必要な措置をとるよう催告することができる。

(1) 第31条の9第1項の協議を行う必要があるにもかかわらず行わない場合

(2) 第31条の15第1項の協議を行う必要があるにもかかわらず行わない場合

(3) 虚偽の内容の書面又は図書に基づき協議を行つている場合

(4) 第31条の9第1項の協議又は第31条の15第1項の協議について、第31条の14の規定に基づき協議を成立させることができなかつた場合において、法第16条第1項の規定による届出又は条例第12条第1項第1号の規定による届出若しくは第26条の規定による届出を行つたとき。

(5) 第31条の9第1項の協議又は第31条の15第1項の協議について、第31条の14の規定に基づき協議を成立させることができなかつた場合において、法第16条第1項の規定による届出又は条例第12条第1項第1号の規定による届出若しくは第26条の規定による届出をせず、かつ、これらの届出に係る景観影響建築行為に着手したとき。

2 市長は、前項の規定に基づく催告を受けた者が当該催告に従わない場合は、その旨を公表することができる。

(景観デザイン協議に係る行為の着手制限)

第31条の18 景観影響建築行為予定者は、次に掲げる間、景観影響建築行為に着手してはならない。ただし、規則で定める行為は、この限りでない。

(1) 第31条の14の規定により協議が成立するまでの間

(2) 第31条の14の規定による協議の成立の見込みがない場合にあつては、景観影響建築行為予定者が協議の打切りを申し出るまでの間

第7章 助成等

(伝統的建造物群保存地区に係る助成等)

第32条 市長は、保存地区内における建築物その他の工作物及び必要物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該建築物その他の工作物若しくは必要物件の所有者等に対し、その経費の一部を助成することができる。

(景観形成重要建築物等に係る助成等)

第32条の2 市長は、景観形成重要建築物等の所有者等に対し、その維持、管理、修理等のために技術的助言を行い、又はそれらに要する経費の一部を助成することができる。

2 市長は、景観形成重要建築物等の保存のために特に必要があると認めるときは、その所有者からの申出に基づき、当該景観形成重要建築物等を買収することができる。

(景観形成市民団体に係る助成等)

第33条 市長は、景観形成市民団体に対し、技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

(景観形成市民協定に係る助成等)

第33条の2 市長は、第31条の3第2項の規定により認定を受けた景観形成市民協定の当事者が協力して行う都市景観の形成活動に対し、技術的援助を行い、又は当該活動に要する経費の一部を助成することができる。

(都市景観の形成に係る助成等)

第34条 市長は、第32条から前条までに定めるものを除くほか都市景観の形成のために必要な行為を行うと認める者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成し、若しくは融資することができる。

(表彰)

第34条の2 市長は、優れた都市景観の形成に寄与していると認められる建築物等、広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 前項に掲げるもののほか、市長は、都市景観の形成に著しく貢献した個人、団体等を表彰することができる。

第8章 都市景観審議会

(都市景観審議会の設置)

第35条 市長の附属機関として都市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、都市景観の形成（伝統的建造物群保存地区に係るものを除く。以下この条において同じ。）に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、都市景観の形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第36条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 雑則

(施行の細目)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

第10章 罰則

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条第1項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第25条第1項の規定による市長及び教育委員会の命令に違反した者
- (3) 第28条の8第1項の規定に違反して、市長の許可を得ず、又はその許可の条件に従わないで現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をした者
- (4) 第28条の8第5項の規定による市長の命令に違反した者

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第24条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知を

した者

(2) 第12条第1項（第2号を除く。）、第26条（広告物に係る部分を除く。）又は第28条の4第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4章、第8章、第9章、第38条及び第40条の規定は、規則及び教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和53年11月20日規則第93号により第2条第2号及び第2章から第10章までの規定を除き、昭和53年11月20日から施行)

(昭和53年11月20日／市／教委／規則第1号により第8章及び第9章の規定は、昭和53年11月20日から施行)

(昭和54年10月30日規則第57号により第2条第2号、第2章、第6章、第33条及び第39条（第26条に係る部分を除く。）の規定は、昭和54年10月30日から施行)

(昭和55年1月21日／市／教委／規則第1号により第4章、第38条及び第40条（第39条に係る部分を除く。）の規定は、昭和55年1月21日から施行)

(昭和55年3月21日規則第81号により第32条及び第34条の規定は、昭和55年3月21日から施行)

(昭和61年3月15日規則第59号により第5章、第39条（第26条に係る部分に限る。）及び第40条（第39条に係る部分に限る。）の規定は、昭和61年4月1日から施行)

附 則（平成2年3月31日条例第70号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第12条第1項第1号の次に1号を加える改正規定、同条の次に1号を加える改正規定、第26条の改正規定中広告物に係る部分及び同条の次に1号を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成3年10月31日規則第51号により第12条第1項第1号の次に1号を加える改正規定及び第26条の改正規定中広告物に係る部分は、平成3年11月1日から施行)

(経過措置)

第2条 施行日の前日までに、この条例による改正前の神戸市都市景観条例（以下「改正前の条例」という。）第10条第1項の規定により指定された都市景観形成地域については、当分の間、この条例による改正後の神戸市都市景観条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第1項に規定する景観形成方針を定めなくてもよいものとする。

第3条 改正前の条例第11条第1項の規定により定められた地域景観形成基準は、改正後の条例第11条第3項の規定により定められた景観形成基準とみなす。

附 則（平成9年3月31日条例第50号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、附則第4条中神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第25条第2項の改正規定（「聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない」を「聴かなければならない」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(平成9年7月10日教委規則第2号により平成9年7月15日から施行)

附 則 (平成17年3月30日条例第31号)

この条例は、文化財保護法の一部を改正する法律(平成16年法律第61号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成18年1月10日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月1日規則第53号により平成18年2月1日から施行)

(人と自然との共生ゾーンにおける特例)

2 この条例による改正後の神戸市都市景観条例第1章の2の規定は、当分の間、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例(平成8年4月条例第10号)第2条第1号に規定する人と自然との共生ゾーンにおいては、適用しない。

附 則 (平成22年12月20日条例第18号)

この条例は、平成23年1月20日から施行する。

附 則 (平成24年10月12日条例第19号)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市都市景観条例(以下「新条例」という。)第9条の4第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う勧告について適用し、同日前に行う勧告については、なお従前の例による。

3 新条例第9条の5、第9条の7及び第9条の8の規定は、施行日以後に景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項又は第2項に規定する届出(以下この項において単に「届出」という。)がなされる場合について適用し、同日前に届出がなされる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第6章の2の規定は、平成25年10月1日以後に景観影響建築行為に着手するものとして施行日以後に法第16条第1項の規定による届出又は第12条第1項第1号の規定による届出若しくは第26条の規定による届出(以下これらを総称して単に「届出」という。)がなされる場合について適用し、平成25年10月1日以前に景観影響建築行為に着手するものとして届出がなされる場合及び施行日前に届出がなされる場合については、なお従前の例による。

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例

(平成9年条例第50号)

目次

第1章	総則(第1条—第5条)
第2章	神戸市指定有形文化財(第6条—第25条)
第3章	神戸市指定無形文化財(第26条—第31条)
第4章	神戸市指定民俗文化財(第32条—第37条)
第5章	神戸市指定史跡名勝天然記念物(第38条—第43条)
第6章	登録文化財、地域文化財及び歴史的建造物その他の有形の文化的所産(第44条—第46条)
第7章	文化環境保存区域(第47条—第53条)
第8章	市が指定した文化財の保存技術の保護(第54条—第56条)
第9章	神戸市文化財保護審議会(第57条—第60条)
第10章	補則(第61条—第63条)
第11章	罰則(第64条・第65条)
附則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、市の区域内に存する文化財のうち重要なものの指定その他の行為を行い、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、並びに法第190条第1項の規定に基づき、文化財保護審議会を設置するとともに、文化財、文化に関する施設等を取り巻く文化環境を保全することにより、現在及び将来の市民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有形文化財 法第2条第1項第1号に規定する有形文化財をいう。
- (2) 無形文化財 法第2条第1項第2号に規定する無形文化財をいう。
- (3) 民俗文化財 法第2条第1項第3号に規定する民俗文化財をいう。
- (4) 記念物 法第2条第1項第4号に規定する記念物をいう。
- (5) 文化財 有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。
- (6) 文化環境 郷土の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして、郷土における歴史及び文化を具現し、及び形成している土地の状況並びに文化的遺産、文化に関する施設その他人間性豊かな文化を創造し、及び発展させていくための基礎となる環境をいう。

(市の責務)

第3条 市は、文化財が市の歴史、文化及び自然の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上及び発展の基礎をなす掛け替えのないものであることを認識し、その保存、保存技術の研究及び活用が適切に行われるように努めなければならない。

(市民、所有者等の責務)

第4条 市民は、市が第1条の目的を達成するために講ずる措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財及び文化財、文化に関する施設等を取り巻く文化環境が貴重な市民的財産であることを自覚し、これらを公共のために大切に保存するとともに、できるだけ文化財を公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 埋蔵文化財（法第92条第1項に規定する埋蔵文化財をいう。以下同じ。）の発掘者、当該土地の所有者及び占有者その他の関係者は、市が埋蔵文化財を保護する上で必要があると認めて行う措置に協力するように努めなければならない。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第5条 市は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護及び文化財、文化に関する施設等を取り巻く文化環境の保全と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 神戸市指定有形文化財

（指定）

第6条 市長は、有形文化財（兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号。以下「県条例」という。）第4条第1項の規定により兵庫県指定重要有形文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを神戸市指定有形文化財に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該神戸市指定有形文化財の所有者に通知して行う。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。ただし、当該神戸市指定有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

4 第1項の規定により指定をしたときは、市長は、当該神戸市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第7条 神戸市指定有形文化財が神戸市指定有形文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

3 前項において準用する前条第2項の規定による指定の解除の通知を受けたとき又は同条第1項の規定による指定の効力が失われたときは、当該神戸市指定有形文化財の所有者は、速やかに、指定書を市長に返付しなければならない。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第8条 神戸市指定有形文化財の所有者（以下この章において単に「所有者」という。）は、この条例並びにこれに基づく規則及び市長の指示に従い、神戸市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 所有者は、特別の理由があるときは、もっぱら自己に代わり当該神戸市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）

第9条 所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

2 所有者は、管理責任者を変更したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。（滅失、損傷等）

第10条 神戸市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。）は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（所在の変更）

第11条 神戸市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者は、あらかじめ、指定書を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（修理）

第12条 神戸市指定有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。

（管理又は修理の補助）

第13条 神戸市指定有形文化財の管理又は修理のため必要があると認めるときは、市は、その経費の一部に充てさせるため、所有者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。ただし、第15条第1項又は第2項の規定による勧告に基づいて前項の管理又は修理のための経費の一部に充てさせるため同項の補助金を交付する場合は、この限りでない。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する神戸市指定有形文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

（補助金の返還）

第14条 前条第1項の規定による補助金の交付を受けた所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該所有者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(2) 前条第2項の規定による補助の条件又は同条第3項の規定による指揮監督に従わなかったとき。

（管理又は修理に関する勧告）

第15条 神戸市指定有形文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため神戸市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、市長は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 神戸市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、市長は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。（補助に係る指定有形文化財譲渡の場合の納付金）

第16条 市が修理又は滅失、損傷若しくは盗難の防止の措置（以下この条において「修理等」という。）につき第13条第1項の規定により補助金を交付した神戸市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第2次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。）は、補助に係る修理等が行われた後当該神戸市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金

額の合計額から当該修理等が行われた後神戸市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において「納付金額」という。）を、規則で定めるところにより、市に納付しなければならない。

2 補助に係る修理等が行われた後、当該神戸市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他規則で定める特別の理由がある場合には、市長は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

3 納付金額の算定に関し必要な事項は、規則で定める。
（現状変更等の制限）

第17条 神戸市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 市長は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

（修理の届出等）

第18条 神戸市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第13条第1項の規定により補助金の交付を受けて修理を行う場合、第15条第2項の規定により勧告を受けた場合又は前条第1項の規定により許可を受けなければならない場合は、この限りでない。

2 神戸市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、前項の届出に係る神戸市指定有形文化財の修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

（公開）

第19条 神戸市指定有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。

2 前項の規定は、所有者の出品に係る神戸市指定有形文化財を、所有者以外の者が、この条例の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

（市長等による公開）

第20条 市長は、所有者に対し、6箇月以内の期間を限って、市長の行う公開の用に供するため神戸市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 前項の規定により神戸市指定有形文化財が出品されたときは、市長は、その職員のうちから、その神戸市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

3 第1項の規定による出品のために要する費用は、規則で定める基準により、市の負担とする。

4 市長は、所有者に対し、3箇月以内の期間を限って、神戸市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

5 市長は、所有者に対し、前項の規定による公開及び当該公開に係る神戸市指定有形文化財の管理に関し必要な指

示をすることができる。

（公開に関する指示）

第21条 前条第5項の規定は、同条第4項の規定による公開の場合を除き、神戸市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公開するため第11条の規定による届出があった場合について準用する。

（損失の補償）

第22条 第20条第1項又は第4項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該神戸市指定有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、その所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、神戸市指定有形文化財が所有者又は管理責任者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は損傷した場合は、この限りでない。

（所有者以外の者による公開）

第23条 所有者以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて神戸市指定有形文化財を公開しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、博物館その他の規則で定める施設において、国の機関又は地方公共団体が展覧会その他の催しを主催する場合は、市長に届け出ることをもって足りる。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る神戸市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

（保存のための調査）

第24条 市長は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、神戸市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

（所有者の変更に伴う権利義務の承継）

第25条 所有者が変更したときは、新所有者は、当該神戸市指定有形文化財に関しこの条例に基づいて行う市長の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該神戸市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 神戸市指定無形文化財

（指定無形文化財の指定等）

第26条 市長は、無形文化財（県条例第20条第1項の規定により兵庫県指定重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを神戸市指定無形文化財に指定することができる。

2 前項の規定により指定をするに当たっては、市長は、当該神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体（神戸市指定無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知して行う。

4 第1項の規定による指定をした後においても、当該神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、市長は、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 第3項の規定は、前項の規定により追加認定をする場合について準用する。

(指定無形文化財の指定等の解除)

第27条 神戸市指定無形文化財が神戸市指定無形文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときその他特別の理由があるときは、市長は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知して行う。

4 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、神戸市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、市長は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第28条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(指定無形文化財の保存)

第29条 市長は、神戸市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、神戸市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 市は、保持者又は保持団体その他神戸市指定無形文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部に充てさせるため、補助金を交付することができる。

3 第13条第2項本文及び第3項並びに第14条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(指定無形文化財の公開)

第30条 市長は、神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し神戸市指定無形文化財の公開を、神戸市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

(指定無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

第31条 市長は、神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 神戸市指定民俗文化財

(指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財の指定)

第32条 市長は、有形の民俗文化財(県条例第27条第1項の規定により兵庫県指定重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち特に重要なものを神戸市指定有形民俗文化財に、無形の民俗文化財(同項の規定により兵庫県指定重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち特に重要なものを神戸市指定無形民俗文化財に指定す

ることができる。

2 第6条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による神戸市指定有形民俗文化財の指定について準用する。

3 第1項の規定による神戸市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示して行う。

(指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財の指定の解除)

第33条 神戸市指定有形民俗文化財又は神戸市指定無形民俗文化財が神戸市指定有形民俗文化財又は神戸市指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、市長は、神戸市指定有形民俗文化財又は神戸市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2 第6条第2項及び第3項並びに第7条第3項の規定は、前項の規定による神戸市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定による神戸市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

(現状変更等の届出等)

第34条 神戸市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 神戸市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、前項の届出に係る神戸市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(指定有形文化財に関する規定の準用)

第35条 第8条から第16条まで及び第19条から第25条まで(第23条を除く。)の規定は、神戸市指定有形民俗文化財について準用する。

(指定無形民俗文化財の保存)

第36条 市長は、神戸市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、神戸市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 市は、神戸市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部に充てさせるため、補助金を交付することができる。

3 第13条第2項本文及び第3項並びに第14条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第37条 市長は、神戸市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 神戸市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第38条 市長は、記念物(県条例第31条第1項の規定により兵庫県指定史跡名勝天然記念物に指定されたものを除く。)のうち重要なものを神戸市指定史跡、神戸市指定名勝又は神戸市指定天然記念物(以下「神戸市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該神戸市指定史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。ただし、当該神戸市指定史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者又は権原に基

づく占有者に到達した時からその効力を生ずる。

(解除)

第39条 神戸市指定史跡名勝天然記念物が神戸市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(標識等の設置)

第40条 市長は、神戸市指定史跡名勝天然記念物のうち市民が観覧する上で必要があると認めるものについて、標識及び説明板を設置するものとする。

(土地の所在等の異動)

第41条 神戸市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第43条において準用する第8条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(所有者による管理及び復旧)

第42条 神戸市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、その管理及び復旧に当たるものとする。

(指定有形文化財に関する規定の準用)

第43条 第8条から第10条まで、第13条から第18条まで、第24条及び第25条第1項の規定は、神戸市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 登録文化財、地域文化財及び歴史的建造物その他の有形の文化的所産

(登録文化財の登録)

第44条 市長は、文化財(県条例により指定された文化財及び第2章から前章までに定める文化財を除く。)のうちその文化財としての価値にかんがみ保存及び活用に必要なものを神戸市登録文化財として登録し、必要な措置を講ずることができる。

2 前項に規定する神戸市登録文化財の登録その他必要な事項は、規則で定める。

(地域文化財の認定)

第45条 市長は、文化財(県条例により指定された文化財及び第2章から前章までに定める文化財を除く。)のうち地域に伝え残され、及び親しまれているものであって保存及び活用の必要なものを神戸市地域文化財として認定し、必要な措置を講ずることができる。

2 前項に規定する神戸市地域文化財の認定その他必要な事項は、規則で定める。

(歴史的建造物その他の有形の文化的所産の選定)

第46条 市長は、次章に定める文化環境保存区域内に存する有形文化財(県条例第4条第1項の規定により兵庫県指定重要有形文化財に指定されたもの及び第6条第1項の規定により神戸市指定有形文化財に指定したものを除く。)のうち文化環境の保存上特に重要なものを神戸市歴史的建造物その他の有形の文化的所産に選定することができる。

2 前項に規定する神戸市歴史的建造物その他の有形の文化的所産の選定その他必要な事項は、規則で定める。

第7章 文化環境保存区域

(指定)

第47条 市長は、文化財、文化に関する施設等を取り巻く文

化環境を保存するため必要な区域を文化環境保存区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その旨を告示して行う。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

(解除)

第48条 市長は、文化環境保存区域について、文化環境を保存する必要がなくなったときその他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置)

第49条 市長は、文化環境保存区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

2 文化環境保存区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、除却し、汚損し、又は損壊してはならない。

(文化環境保存区域内における届出)

第50条 文化環境保存区域内において、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

(1) 建築物その他の工作物の新築、増築又は改築

(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

(3) 木竹の伐採

(4) 土石その他これに類するものの採取

(5) 水面の埋立て又は干拓

(6) 建築物その他の工作物の色彩の変更

(7) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

(8) 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること(農業、林業又は漁業の用に供するための物を集積し、又は貯蔵する場合及び建設用資材若しくは鉱工業用資材又はこれらに類する資材の一時的な集積又は貯蔵で、面積の合計が10平方メートル、高さが1.5メートルを超えない場合を除く。)

(9) 鉱物の掘採

2 前項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定めるもの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3) 文化環境保存区域が指定され、又はその区域が拡張された時に当該区域内において、既に着手している行為

3 前項第2号又は第3号に掲げる行為を行った者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(勧告等)

第51条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為により文化環境が損なわれるおそれがあると認めるときは、同項の規定による届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し必要な事項を指示し、又はその行為の禁止、中止若しくは停止、その行為の内容の変更その他の文化環境を保全するために必要な措置を執るべきことを指導し、若しくは勧告することができる。

(報告の徴収等)

第52条 市長は、第50条第1項各号のいずれかに該当する行

為が行われ、又は行われようとしている場合において、文化環境を保全するために必要があると認めるときは、当該行為に係る土地について埋蔵文化財その他文化環境の保存に関する調査を自ら行い、又は同項の規定による届出をした者その他の関係者に対し、当該土地についての埋蔵文化財その他文化環境に関する調査に係る事項の報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により、市長が自ら調査を行うことを決定し、又は同項に規定する関係者に対し同項に規定する報告を求めたときは、当該関係者は、第50条第1項各号のいずれかに該当する当該行為を中止し、又は停止しなければならない。

(違反者等に対する命令)

第53条 市長は、第50条第1項の規定による届出をしないで同項各号のいずれかに該当する行為を行い、若しくは行おうとする者又は第51条の規定による指導若しくは勧告に従わない者に対し、当該行為の禁止、中止又は停止、当該行為の内容の変更、原状回復その他の文化環境を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第8章 市が指定した文化財の保存技術の保護 (選定保存技術の選定等)

第54条 市長は、市が指定した文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。）で保存の措置を講ずる必要があるものを神戸市選定保存技術として選定することができる。

- 2 前項の規定による選定をするに当たっては、市長は、神戸市選定保存技術の保持者又は保存団体（神戸市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 一の神戸市選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せて行うことができる。
- 4 第26条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による選定及び第2項の規定による認定について準用する。
(選定等の解除)

第55条 神戸市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなったときその他特別の理由があるときは、市長は、その選定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められるときその他特別の理由があるときは、市長は、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。
- 3 第27条第3項の規定は、第1項の規定による選定の解除及び前項の規定による認定の解除について準用する。
- 4 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、神戸市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、市長は、その旨を告示しなければならない。

(指定無形文化財に関する規定の準用)

第56条 第28条から第31条までの規定は、神戸市選定保存技術について準用する。この場合において、第28条後段中

「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

第9章 神戸市文化財保護審議会 (審議会の設置)

第57条 市長の附属機関として、神戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、文化財（法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を含む。以下この章において同じ。）の保存及び活用に関する重要事項並びに文化環境の保全に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して市長に意見を述べるものとする。

(審議会の組織)

第58条 審議会は、20人以内の委員で組織する。

- 2 前項の委員は、学識経験を有する者その他市長が適当であると認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 第1項の委員の任期は、2年とする。ただし、同項の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項の委員は、再任されることができる。
- 5 市長は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 6 前項の臨時委員は、市長が委嘱する。
- 7 第5項の臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、解嘱されるものとする。

(審議会への諮問)

第59条 市長は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。ただし、第2号若しくは第3号又は第10号に掲げる解除が第27条第4項又は第55条第4項の規定によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 神戸市指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 神戸市指定無形文化財の指定及びその指定の解除
- (3) 神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- (4) 神戸市指定有形民俗文化財又は神戸市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- (5) 神戸市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- (6) 神戸市登録文化財の登録及びその登録の抹消
- (7) 神戸市地域文化財の認定及びその認定の解除
- (8) 神戸市歴史的建造物その他の有形の文化的所産の選定及びその選定の解除
- (9) 文化環境保存区域の指定及びその指定の解除
- (10) 神戸市選定保存技術の選定及びその選定の解除
- (11) 神戸市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- (12) 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関する重要事項並びに文化環境の保全に関する重要事項
(審議会の運営等)

第60条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 補則 (聴聞の特例)

第61条 市長は、第17条第4項（第43条において準用する場合を含む。）又は第23条第3項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の10日前までに、神戸市行政手続条例（平成8年3月条例第48号）第14条第1項の規定による通知をし、かつ、当該処分

の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を告示しなければならない。

2 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(審査請求の手續における意見の聴取)

第62条 第17条第1項(第43条において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可についての審査請求があったときは、当該審査請求を却下する場合を除き、市長は、審査請求がされた日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日)から30日以内に、審査請求人及び参加人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

2 市長は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、当該意見の聴取の期日及び場所をその期日の10日前までに審査請求人及び参加人に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を告示しなければならない。(施行細目の委任)

第63条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第11章 罰則

第64条 第53条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第50条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第52条第2項の規定に違反した者

(3) 神戸市指定有形文化財を損壊し、毀(き)棄し、又は隠匿した者

(4) 神戸市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、損傷し、又は衰亡するに至らしめた者

3 前項第3号又は第4号に規定する者が当該神戸市指定有形文化財又は神戸市指定史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、3万円以下の罰金又は科料に処する。

4 第17条(第43条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、市長の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、神戸市指定有形文化財若しくは神戸市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は市長の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金に処する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 第49条第3項の規定に違反して、標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊した者

(2) 第52条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第65条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成9年7月10日教委規則第2号により平成9年7月15日から施行)

附 則 (平成17年3月30日条例第31号)

この条例は、文化財保護法の一部を改正する法律(平成16年法律第61号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日条例第47号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日条例第49号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(図書館条例等の一部改正に伴う経過措置)

16 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例の規定による改正前の神戸市立図書館条例、神戸市都市景観条例、神戸市立博物館条例、神戸市埋蔵文化財センター条例、神戸市立小磯記念美術館条例、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例、神戸市風見鶏の館等条例、神戸市生涯学習支援センターその他の施設条例又は神戸ゆかりの美術館条例(以下これらを「旧条例」という。)の規定に基づき教育委員会が行った許可、指定、承認その他の行為がこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可、承認の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては、施行日以後にあっては、市長が行った許可、指定、承認その他の行為又は市長に対してなされた許可、承認の申請その他の行為とみなす。